

令和6年度知立市地域防災計画の修正について（要旨）

1. 知立市地域防災計画（以下「市計画」という。）修正の根拠

市町村は、防災に関する計画を作成する責務があり、市町村防災会議において、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないことになっている（災害対策基本法第5条ほか）。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）抜粋

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

（市町村防災会議）

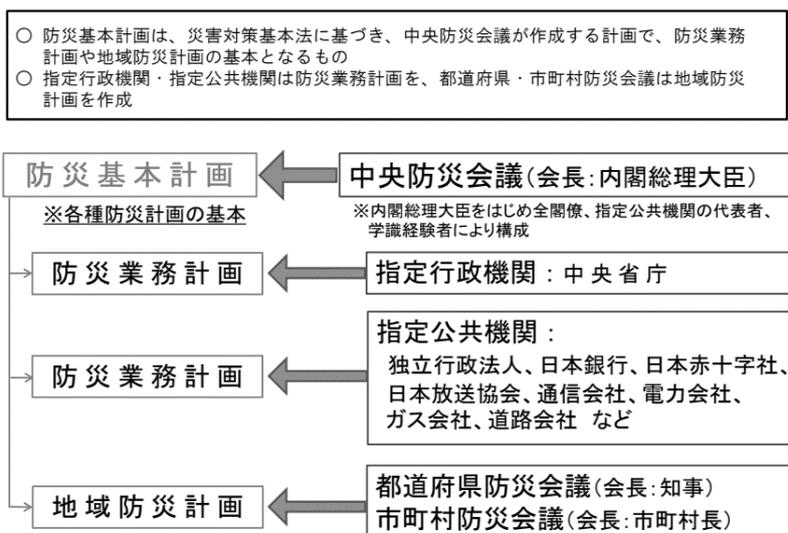
第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

2. 防災計画の体系（平成25年12月4日付け内閣府（防災計画担当）資料）



3. 今回の修正事項

(1) 愛知県地域防災計画（以下「県計画」という。）の変更に伴うもの

愛知県の新たな取組等に係る主な修正事項

1 災害中間支援組織に係る修正

災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築や、同組織の育成及び災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会等）との連携について追記。

【市計画修正箇所】

●地震編 第2編 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 第1項 p 26

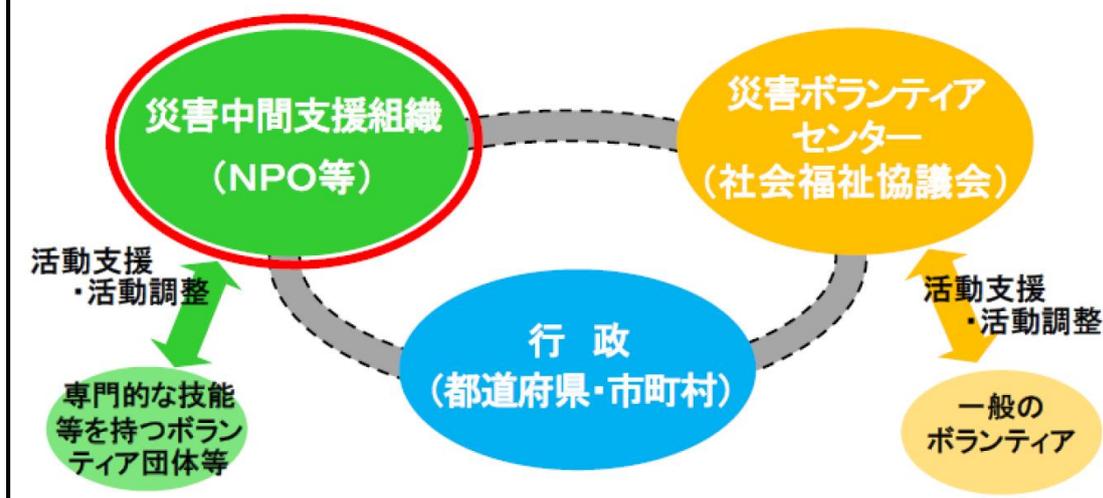
●風水害編 第2編 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 第1項 p 18

【新旧対照表】

●地震編 p 2

●風水害編 p 1

官民連携（三者連携）の体制



2 災害ケースマネジメント

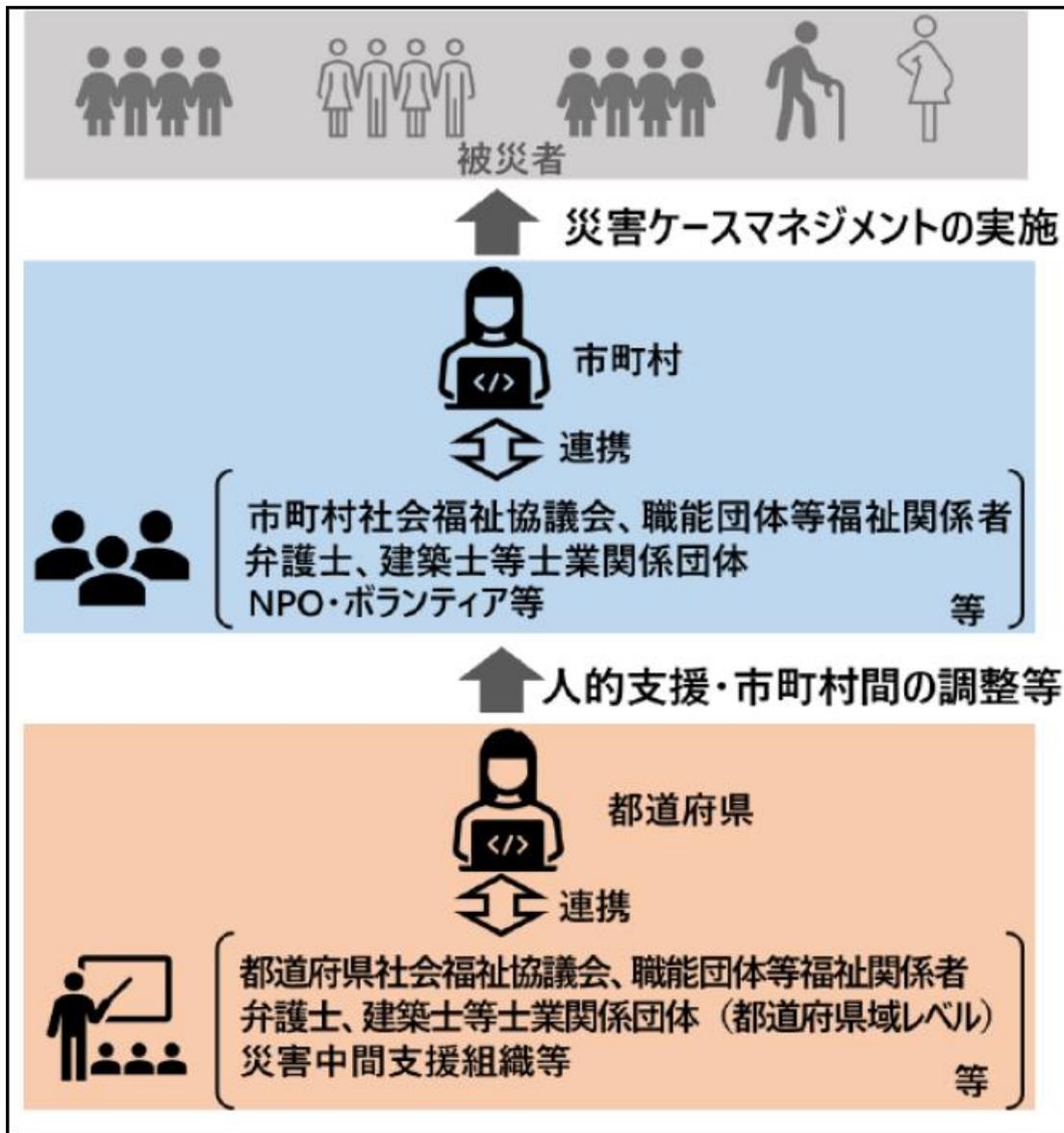
県及び市町村が、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備及び実施に努めることについて追記。

【市計画修正箇所】

●地震編 第2編 第7章 第2節 要配慮者支援対策 第1項 p 71

●風水害編 第2編 第9章 第2節 要配慮者支援対策 第1項 p 53

【新旧対照表】



(2) その他

庁内各課等より意見を求め、各課の活動の反映、軽微な用語の修正を行った。